

多胎児家庭の方への移動経費支援について

国立市では3歳未満の多胎児を養育されているご家庭を対象に、各種母子保健事業（乳幼児健康診査や予防接種など）を利用する際の移動経費の支援事業を行っております。

○助成対象者

3歳未満の多胎児を養育する世帯の保護者であり、助成の申請の日において市内に住所を有するもの。

○支援内容

タクシーの料金支払いに使用できる金券（こども商品券 24,000 円相当）を交付します。

○申請区分：1世帯あたり、下記の期間につき、それぞれ1回申請することができます。

なお、年度途中でお誕生日を迎えた場合、別の期間分について再申請することも可能です（例えば、0歳児区分で申請し、お誕生日後に1歳区分で申請するなど）。

- ①多胎児が出生した日から満1歳に達する日までの期間
- ②多胎児が満1歳に達した日の翌日から満2歳に達する日までの期間
- ③多胎児が満2歳に達した日の翌日から満3歳に達する日までの期間

○申請期限：対象の多胎児が3歳に達するまで。

※2歳になってから1歳分を申請することはできますが、3歳になってしまいますと申請を行うことができなくなるためご注意ください。

○申請方法：国立市多胎児家庭移動経費支援助成申請書をご提出ください。

※申請書は保健センターに置いてあるほか、国立市ホームページからダウンロードできます。

※直近に当市保健師と面談をされていない場合は、審査にあたって面談が必要ですので、当市保健師より日程調整のご連絡を差し上げることがあります。

○審査決定：申請にもとづき審査の結果、助成決定した場合は助成決定通知書・タクシーの料金支払いに使用できる金券を送付します。

○提出・お問い合わせ

子育て支援課子ども保健・発達支援係(保健センター内)、または、市役所くにサガ窓口(市役所20番窓口)へお持ちください。申請書の提出は郵送でも可能です。

〒186-0003 東京都国立市富士見台 3-16-5 ☎042-574-3311